

別表七（二）付表五の記載の仕方

- 1 この明細書は、令和5年改正前の措置法（以下この記載要領において「令和5年旧措置法」といいます。）第66条の11の4第3項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の通算法人若しくは他の通算法人が同項の規定の適用を受ける場合又は当該通算法人が修正申告若しくは国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（令和5年旧措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法第64条の7第5項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限り、5において同じです。）に記載します。
- 2 「投資の額の累計額4」の欄は、令和5年旧措置法第66条の11の4第2項第2号イに掲げる金額を記載します。
- 3 「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額5」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度前に令和5年旧措置法第66条の11の4第1項又は令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（(3)において「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の11の4第1項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、その適用を受けた事業年度の別表七(一)付表五「6」の金額を含めて記載します。
 - (2) 当該事業年度前に令和5年旧措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法第64条の7第5項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の「配賦投資額36」の「計」の欄に金額の記載があるときは、当該金額を含めて記載します。
 - (3) 当該事業年度前に令和2年旧措置法第68条の96の2第1項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた連結事業年度がある場合には、その適用を受けた連結事業年度の当該通算法人に係る令和5年改正前の別表七の二付表六「9」の金額を含めて記載します。
- 4 「特例対象特定欠損金額に係る控除未済額8」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 別表七(二)付表一「4」の金額のうちに法第57条第2項（欠損金の繰越し）又は令和2年改正法附則第20条第1項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定により欠損金額とみなされた金額（同項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限り、(1)において「特例対象外欠損金額」といいます。）がある場合には、当該特例対象外欠損金額を控除した金額を記載します。
 - イ 令和2年改正前の法（ロにおいて「令和2年旧法」といいます。）第81条の9第2項第1号イ（連結欠損金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額
 - ロ 令和2年旧法第81条の9第2項第2号に定める金額
 - ハ 令和2年6月改正前の令第155条の21第2項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第2号に定める金額に限り、(1)において「特例対象外欠損金額」といいます。）
 - (2) 法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例）の規定の適用がある欠損金額は、記載しません。
- 5 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項の規定による更正の請求をする場合には、「修正申告である場合」の各欄のみ記載します。この場合において、既に当該通算法人の法第64条の7第9項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の5第6項（損益通算）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「非特定超過控除対象額32」及び「配賦前非特定超過控除対象額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額33」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の(32)」

及び「当初申告の(33)」の金額として、当該各欄の金額を計算します。